

福指第 389 号
令和 2 年 12 月 9 日

福祉施設及びサービス事業所の管理者 様

静岡県健康福祉部福祉長寿局福祉指導課長

新型コロナウイルスに感染した高齢者等が退院する際のサービス提供
について（依頼）

日頃、本県の健康福祉行政の推進に御理解・御協力をいただき、誠にありがとうございます。

また、感染が拡大する中、新型コロナウイルス感染症に対する感染防止対策については、継続的な取組をいただき重ねて御礼を申し上げます。

さて、県内の感染者受入医療機関では、新型コロナウイルス感染症により入院した患者が回復して退院できることとなったにもかかわらず、福祉施設やサービス事業所からサービス提供を断られたために、退院できないという事例が発生しています。

このような事例は、新たに入院が必要となる感染者の受入を妨げるとともに、当該医療機関に負担をかけ、深刻な事態を招くおそれがあります。

医療機関が退院可能と判断した高齢者等については、感染の危険性がないことが確認されていることから、退院直後においても他の高齢者等と同様にサービスの提供が可能です。

つきましては、新型コロナウイルスに感染した高齢者等が退院可能となった場合は、入院前と同様に、施設や在宅において必要なサービスが速やかに提供されるよう、適切な対応をお願いします。

担当 介護指導第 1 班、第 2 班
障害指導班

電話 054-221-2039(1 班)

054-221-3770(2 班・障害)